

税務署からのお知らせ

申告と納税は、期限内に

所得税と贈与税は3月15日(金)まで、個人事業者の消費税・地方消費税は4月1日(月)までに、申告と納税をしましょう。(土・日曜日、祝日を除く)

納税は、便利な振替納税をご利用ください。

振替日

▼所得税Ⅱ 4月22日(月)

▼消費税・地方消費税Ⅱ 4月24日(水)

お願い

「株式譲渡による繰越損失」がある人は、前年の申告書(控)と、所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の繰越用)を持参してください。

申告書の提出は、できるだけ左記へ郵送するか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)をご利用ください。

郵送先

住所 〒633・8555

桜井市粟殿185の4

あて先 桜井税務署

なお、收受日付印のある申告書の控えが必要な場合は、複写で作成した(複写式でないものは、ボールペンなどで記載した)申告書の控えのほか、あて名をご記入のうえ、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

問 桜井税務署 ☎42・3501

e-Tax を利用しよう

e-Taxは、利用開始の手続きなど事前に準備が必要ですが、このシステムで申告すると、次のような恩恵を受けることができます。

- 源泉徴収票などの添付書類が提出不要(ただし、5年間保存は必要)
- 最高3,000円の税額控除(平成19年分～平成24年分の間でいずれか1回)
- 申告による還付金の早期処理化など

■詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

URL <http://www.nta.go.jp>

このホームページの「確定申告書等作成コーナー」で所得税の確定申告などが作成・郵送することができ、さらにe-Taxを利用すれば、電子申告をすることができます。

手続きはお早めに

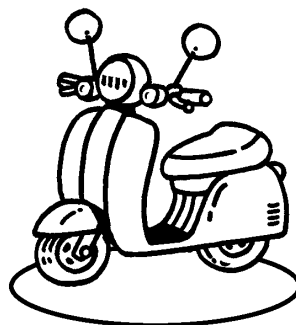
単車などの廃車・名義変更届を

4月1日現在の所有者に課税

軽自動車税は、毎年4月1日現在で単車や軽自動車などを所有している人に課税されます。(月割り計算は行いません)

そのため、これらの車両を譲渡または廃車した場合は、左表の機関へ届出をしてください。

4月1日までに届出がない場合は、



譲渡または廃車した場合は、4月1日までに届出を!

普通自動車は、自動車税として県の税収になります。普通自動車の移転登録(名義変更)や抹消登録(廃車)などの各種手続きは、近畿運輸局奈良運輸支局で行ってください。検査・登録の手続き案内は、ヘルプデスク(☎050・5540・2063)で24時間行われています。

また、近畿運輸局ホームページ(<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>)に各種手続き案内が掲載されています。3月末には、自動車の検査・登録の各種申請が集中して窓口が大変混雑します。各種手続きは出来るだけ早くお済ませください。

各車種の手続き場所

車種	手続き場所・電話番号
単車など (125cc以下)	町税務課課税第一係 ☎34-2112
軽二輪車 (250cc以下)	奈良県軽自動車協会 ☎0743-58-3700
二輪小型自動車 (250cc超)	近畿運輸局奈良運輸支局 ☎050-5540-2063(ヘルプデスク)
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 ☎0743-58-3018



臨時職員、日々雇用職員の募集・登録

平成 25 年度に勤務することができる臨時職員、日々雇用職員の募集・登録を行います。



臨時職員の募集

遺跡発掘調査技術員、唐古・鍵考古学ミュージアム学芸員

資格 昭和 53 年以降に生まれた人で歴史学を専攻した人。(唐古・鍵考古学ミュージアム学芸員は、学芸員資格が必要)

業務内容 ● 遺跡発掘調査技術員…埋蔵文化財発掘調査の専門的業務
● 唐古・鍵考古学ミュージアム学芸員…企画展等の企画、実施や教育普及業務

募集人数 若干名

勤務場所 文化財保存課事務所、唐古・鍵考古学ミュージアム

任用期間 平成 25 年 4 月 2 日～9 月 30 日(ただし、更新により平成 26 年 3 月 31 日までとすることができる)

勤務日 ● 遺跡発掘調査技術員…月～金曜日
● 唐古・鍵考古学ミュージアム学芸員…水～日曜日
※ その他、勤務を要する日(代休処理)

勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

給与 16 万 200 円(月額)
※ 経歴などにより、加算の場合あり。別途、通勤・期末手当、社会保険制度あり。

提出書類 ● 遺跡発掘調査技術員
履歴書、発掘調査歴(様式問わず)
● 唐古・鍵考古学ミュージアム学芸員
履歴書、学芸員資格証明書(写し)または取得見込証明書

採用方法 書類選考の結果により、面接。結果は、後日通知

問・申込 2 月 20 日(水)までに、文化財保存課(☎ 32-4404)へ。

臨時職員の登録

図書館司書

資格 司書資格を有し、昭和 55 年 4 月 2 日以降に生まれた人

勤務場所 町立図書館

勤務時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土曜日は、午前 10 時 30 分～午後 7 時 15 分との二交代制)

給与 13 万 6700 円(月額)
※ 別途、通勤・期末手当・社会保険制度あり。

提出書類 履歴書、司書資格証明書(写し)または取得見込証明書

問・申込 図書館(青垣生涯学習センター内/☎ 32-0262)

日々雇用職員の登録

図書館司書

資格

18 歳以上 60 歳未満(平成 25 年 4 月 1 日現在)で、業務に必要なパソコン操作ができる人

勤務場所

町立図書館

勤務日

日・火・土曜日(月 2・3 回程度)

勤務時間

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
(土曜日は、午前 10 時 30 分～午後 7 時 15 分との二交代制)

給料

5760 円(日額)

提出書類

履歴書

問・申込

図書館(青垣生涯学習センター内)

☎ 32-0262

一般事務職

資格

18 歳以上(平成 25 年 4 月 1 日現在)で、事務に必要なパソコン操作ができる人

勤務時間

原則として午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

※ 必要に応じて社会保険・厚生年金などに加入する場合あり。

賃金 原則として 5760 円(日額)

問・申込 随時、履歴書を持参のう

え、秘書広報課法務人事係(☎ 34-2056)へ。